

食品衛生関係許認可事務手数料一覧

R3.6.1現在

(単位：円)

事務名	金額		処理機関	標準処理日数	根拠法令
	新規	継続			
飲食店営業（喫茶店営業を含む）	16,800 8,400	10,100	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
自動販売機	9,600 4,800	5,800	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
食肉販売業	10,100 5,000	6,100	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
魚介類販売業	10,100 5,000	6,100	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
魚介類競り売り営業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
集乳業	10,100 5,000	6,100	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
乳処理業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
特別牛乳搾取処理業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
食肉処理業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
食品放射線照射業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
菓子製造業（あん類製造業を含む）	14,700 7,300	8,800	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
アイスクリーム類製造業	14,700 7,300	8,800	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
乳製品製造業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
清涼飲料水製造業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
食肉製品製造業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
水産製品製造業	16,800 8,400	10,100	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
氷雪製造業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
液卵製造業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
食用油脂製造業（マーガリン・ショートニングを含む）	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
みそ又はしょうゆ製造業	16,800 8,400	10,100	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
酒類製造業	16,800 8,400	10,100	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
豆腐製造業	14,700 7,300	8,800	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
納豆製造業	14,700 7,300	8,800	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
麺類製造業	14,700 7,300	8,800	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
そうざい製造業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
複合型そうざい製造業	28,000 14,000	16,800	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
冷凍食品製造業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
複合型冷凍食品製造業	28,000 14,000	16,800	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
漬物製造業	14,700 7,300	8,800	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
密封包装食品製造業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
食品の小分け業	14,700 7,300	8,800	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
添加物製造業	22,100 11,000	13,200	厚生センター 又は富山市保健所	15日	食品衛生法 第55条第1項
飲食店営業（臨時）		5,000	厚生センター 又は富山市保健所	15日	富山県食品衛生条例第2条第2項

注) 新規金額の上段は、許可期間が1年を超えるもの、下段は許可期間が1年以下のもの。